

浜田市告示第 53 号

浜田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱（平成 21 年浜田市告示第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 4 号を加える。

- (4) 容易耐震診断 住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）（令和 6 年 1 月 30 日付け国住市第 40 号国土交通省住宅局市街地建築課長通知）に定める旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票を活用した診断をいう。
- (5) 耐震シェルター 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置であって、公的機関により安全性の評価を受けたもの、地方公共団体等により補助対象工法として認められたものその他市長が認めるものをいう。
- (6) 耐震シェルター設置工事 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と判定された木造住宅に対し、耐震シェルターを設置（1 階部分に限る。）する工事をいう。
- (7) 高齢者等 65 歳以上の者又は身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者をいう。

第 4 条第 3 号中「された」の次に「（解体助成事業にあつては、容易耐震診断により市長が倒壊の危険性があると判断した場合を含む。）」を加え、同条に次の 2 号を加える。

- (4) 申請日の属する年度の前 4 年度の間において、耐震シェルター設置工事を行っていない住宅（解体助成事業に限る。）
- (5) 高齢者等が居住する住宅（耐震シェルター設置事業に限る。）

第 6 条第 4 号中「耐震診断の」を「耐震診断又は容易耐震診断の」に改め、同条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 耐震シェルターの製品名と仕様を明示したもの及び設置計画図（耐震シェルター設置事業に限る。）
- (6) 高齢者等であることが確認できる書類（耐震シェルター設置事業に限る。）

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する申請は、1 補助対象建築物につき、1 事業当たり 1 回に

限りすることができる。

第 9 条第 4 号中「又は解体助成事業」を「、解体助成事業又は耐震シェルター設置事業」に改める。

別表に次のように加える。

耐震シェルター設置事業	耐震シェルターの購入、運搬及び設置に要する経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額	住宅 1 棟当たり 20 万円
-------------	-------------------------	---------------------	-----------------

様式第 1 号中「解体助成」の次に「・耐震シェルター設置」を加え、

「

(4) 耐震診断の結果が確認できるもの（耐震診断事業を除く。）

(5) その他市長が必要と認める書類

を

」

「

(4) 耐震診断又は容易耐震診断の結果が確認できるもの（耐震診断事業を除く。）

(5) 耐震シェルターの製品名と仕様を明示したもの及び設置計画図（耐震シェルター設置事業に限る。）

に

(6) 高齢者等であることが確認できる書類（耐震シェルター設置事業に限る。）

(7) その他

」

改める。

様式第 3 号中「解体助成」の次に「・耐震シェルター設置」を加える。

様式第 4 号中「・解体助成」の次に「・耐震シェルター設置」を加え、「又は解体助成事業」を「、解体助成事業又は耐震シェルター設置事業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の浜田市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。